

策定の趣旨等

を策定しました

- 生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすることが重要であると考えています。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる運動部活動においては、学校教育の一環として教育課程との関連を図るとともに、教師のワーク・ライフ・バランスにも資するよう、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する必要があります。
- 今後、少子化が進展する中で、運動部活動を持続可能なものとするため、本方針を策定しました。

ポイント

適切な休養日等の設定

- 成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準としました

【休養日】

週当たり2日以上（平日1日、週末1日以上）

※週末に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える

【活動時間】

平日2時間程度、学校の休業日3時間程度

※できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う

適切な指導の実施

生徒の心身の健康管理
体罰・ハラスメントの根絶
科学的トレーニングの積極的な導入
短時間で効果が得られる指導の実施
運動部活動用指導手引の活用 等

安全管理と事故防止

事故の未然防止、事故発生時の適切な対応
生徒に対する安全指導
施設・設備の点検、安全対策
気象急変時等の安全確保
適切な生徒引率 等

今後、各学校が上記方針等を踏まえ、「活動方針」を作成します

- 【参考】学校安全・体育課 Web サイトに以下の資料を掲載しています
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）
 - 運動部活動の在り方に関する方針（山口県教育委員会）
 - 「部活動指導の手引き（改訂版）」（山口県教育委員会）

Web サイトは
こちら



学校・家庭・地域みんなで適切な部活動を推進しよう

山口県教育委員会

【問合せ先】 山口県教育庁学校安全・体育課、教職員課、義務教育課、高校教育課
【TEL】 (083)933-4690 [学校安全・体育課]、933-4555 [教職員課]、933-4595 [義務教育課]、933-4627 [高校教育課]

【賛同団体】 山口県市教育委員会協議会、山口県町教育委員会協議会、山口県中学校長会、山口県公立高等学校長会、山口県中学校体育連盟、山口県中学校文化連盟、山口県高等学校体育連盟、山口県高等学校野球連盟、山口県高等学校文化連盟、山口県PTA連合会、山口県公立高等学校PTA連合会（順不同）

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- 学校の設置者は、「国のガイドライン」に則り、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定。
- 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
- 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成。校長は、活動方針等を公表。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
- 学校の設置者は、部活動指導員の積極的な任用に努める。運動部顧問及び管理職対象の研修を実施。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン」(H25年5月文部科学省)に則るとともに、県教委が作成する「部活動指導の手引き」を参考に、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底。(学校の設置者は、支援及び指導・是正)
- 運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

3 適切な休養日等の設定

- ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する医・科学観点も踏まえ、以下を基準とする。

【中学校】

- 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日。
(平日1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は1日以上。)
- 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置等の工夫

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部の設置等を含め、実施形態を工夫。(季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等)
- 学校の設置者及び関係機関等は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進。

(2) 地域との連携等

- 学校の設置者及び関係機関等は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備するとともに、社会教育活動への学校体育施設開放を推進。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を以下のとおりとし、校長は参加する大会を精査。

各学校の運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催もしくは共催する大会とする。
それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

6 安全管理と事故防止

- 校長及び運動部顧問は、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について、適切な措置が講じられるよう徹底。
- 運動部顧問は、施設・設備の点検や安全対策、気象急変時の安全確保、適切な生徒引率などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導。
- 熱中症事故防止等の安全確保を徹底。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、適切な対応を徹底。
- 止むを得ない事情により、活動する場合には、生徒の健康管理を徹底。